

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名：空港保安管理規程（セイフティ編又はセキュリティ編）の設定又は変更の届出
- ② 手続根拠：航空法（以下、「法」という。）第47条の2第1項
- ③ 手続対象者：空港の設置者
- ④ 提出時期：空港の設置又は法第43条第1項に規定する重要な変更に伴い空港保安管理規程の設定又は変更をしようとするときは、法第42条第1項（法第43条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われる日までに、その他の事由により空港保安管理規程の変更が行われる場合にあつては、変更後の空港保安管理規程の実施の日まで
- ⑤ 提出方法：空港保安管理規程設定（変更）届出書を作成し、航空局安全部空港安全・保安対策課へ提出して下さい。なお、公共用ヘリポートに係るものにあつては、空港の所在地を管轄区域とする地方航空局の担当課（空港部空港安全監督課（セイフティ編）、総務部安全企画・保安対策課（セキュリティ編））へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：添付書類は航空法施行規則第92条の2第2項に定めるものとします。部数は紙面により1部提出するとともに、電子ファイルにて併せて提出して下さい。
- ⑧ 届出様式：様式の特定はなし
- ⑨ 記載要領・記載例：⑤提出方法に記載した提出先となる担当課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：

航空局 03-5252-8111（代表）

安全部空港安全・保安対策課

空港保安管理規程（セイフティ編）（空港安全監督室：内線49556）

空港保安管理規程（セキュリティ編）（航空保安対策室：内線48186）

東京航空局

空港保安管理規程（セイフティ編）：

空港部空港安全監督課 03-6685-3006

空港保安管理規程（セキュリティ編）：

総務部安全企画・保安対策課 03-5275-9316

大阪航空局

空港保安管理規程（セイフティ編）：

空港部空港安全監督課 06-6949-6772

空港保安管理規程（セキュリティ編）：

総務部安全企画・保安対策課 06-6949-6212

- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：①提出先に同じ。
- ④ その他：東京航空局の管轄区域（東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、山形県、秋田県、福岡県、宮崎県、岩手県、青森県及び北海道）

大阪航空局の管轄区域（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）

3. 手続情報

- ① 審査基準：なし
- ② 標準処理期間：なし
- ③ 不服申立方法：行政不服審査法の規定による